

～ 諸手続のお願い ～

落ちてきましたら下記の該当する項目につきまして、お手続きいただきますようお願い申し上げます。
なお、期間のあるものもございますので、なるべく早めにご確認いただきますようお願い申し上げます。

手続内容	必要なもの	担当係(窓口番号)
世帯主変更 < 2 週間以内 >	本人確認のできるもの	戸籍係(1 番)
身体障害者手帳をお持ちの方		
手帳の返還	身体障害者手帳、療育手帳	
福祉医療の口座変更	相続人やご家族の方の通帳	社会福祉係 (3 番)
パーキングパーミット返却	交付されたパーキングパーミット	
ヘルプマーク返却	交付されたヘルプマーク	
NHK 受信料免除または半額 免除非該当の連絡	—	NHK 長崎放送局 (095-821-1115)
被爆者手帳をお持ちの方 < 1 ヶ月以内 >	被爆者手帳・健康管理手当証書・印鑑 死亡診断書(コピー可)・会葬御礼ハガキ	健康増進係 (5 番)
介護保険加入者(65 歳以上)	保険証・相続人の通帳・印鑑	
年金受給者(老齢・障害)	年金証書・印鑑・相続人の通帳 住民票・戸籍・個人番号を証明する物	
国民年金加入者	年金手帳・印鑑・相続人の通帳	ほけん年金係 (6 番)
後期高齢者医療保険加入者		
国民健康保険加入者	保険証・印鑑・葬祭者がわかる書類 (会葬御礼ハガキ等) 相続人の通帳	
軽自動車・バイク等所有者 固定資産税・住民税のある方	バイク等の標識(ナンバープレート)・印鑑	固定資産税係 住民税係 (7・8 番)
森林を所有されている方	印鑑・森林の所有がわかる書類	農林水産係 (2 階奥)
農業者年金加入者または受給者	農業者年金証書・印鑑・相続人の通帳	農業委員会 (2 階奥)
町村議会議員年金受給者	年金証書・印鑑	議会事務局 (3 階)
水道の名義変更がある方	本人確認のできるもの	水道課 (3 階)
個別受信機を利用されている方	印鑑	防災交通係 (2 階奥)

※ 口座引落について
亡くなられた方の口座からは、亡くなられた翌月から口座引落できなくなります。

川棚斎場利用上のお願い・注意事項

1. 次の物は、お棺の中に入れないで下さい。

◇ 爆発性の物 … ライター、スプレー

不燃物 … 金属・ガラス類

その他 … ビニール類、ふとん・毛布類、書籍類

※ これらの物が入っていると火葬時間が長くなるとともに、
お骨を傷めたり火葬炉や機器類を破損する恐れがあります。

◇ 添花は最小限にし、ドライアイスは出棺の時に取り除いてください。

2. 火葬場へは次の書類を忘れずに持参し、受付に提出してください。

◇ 死体（胎）埋火葬許可書

◇ 斎場使用許可書

3. 告別室では喪主の方にお線香をあげていただき、ご遺族・関係者の方は合掌・礼拝にてお別れをお願いします。

4. 待合室には湯茶を用意していますが、セルフサービスになっています。
利用後は、後片付けをお願いします。

5. 火葬従事者に対する「心付け」「お清め」は一切ご遠慮ください。

6. 火葬場の予約時間に遅れないようご協力をおねがいします。

東彼地区保健福祉組合

川棚斎場（０９５６）８２－２２２２

事務局（０９５７）４６－１９６０